

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 二 井 関 成

山口都市計画区域、小郡都市計画区域、阿知須都市計画区域及び 秋穂都市計画区域の変更について (諮問)

山口都市計画区域、小郡都市計画区域、阿知須都市計画区域及び秋穂都市計画区域を下記のとおり変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

1 都市計画区域の名称

山口都市計画区域

2 変更の理由

山口都市計画区域(昭和 10 年当初指定、平成 10 年変更指定(現行))、小郡都市計画区域(昭和 26 年当初指定、平成 10 年変更指定(現行))、阿知須都市計画区域(昭和 31 年指定)及び秋穂都市計画区域(昭和 50 年指定)は、市町合併により同一の行政区域となっており、また、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えているものと考えられます。このため、山口都市計画区域、小郡都市計画区域、阿知須都市計画区域及び秋穂都市計画区域を一の都市計画区域とし、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものです。



